

社会貢献預金・すまいる

【2018年3月31日をもって 新規取扱終了】

(2018年4月1日現在)

1. 商品名と概要	<p>社会貢献預金(愛称:すまいる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご預金を通して、「エコ推進」・「災害復興支援」・「子どもたちの未来応援」・「国際協力」に取組む各分野の団体へ寄付を行い、その社会的な活動を応援する定期預金です。 ・取扱期間2018年3月末まで <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、受入総額(120億円)に達した時点で、受入れについては早期に終了する場合があります。 ※2018年3月31日の残高で算出した金額による寄付が最後となります。 ※2018年4月1日以降の満期時に、一般の定期預金「スーパー定期預金」または「自由金利型定期預金(大口定期)」として、引き続きお預かりします。
2. ご利用いただける方	個人および団体のお客さま
3. 期間	<p>1年 自動継続式定期預金でのお取り扱いとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 元金継続または元利金継続のいずれかをお選びいただけます。 ※ 「ろうきん定期預金ランクアップサービス」を契約されている場合は、満期時に高利回りの定期預金を選択し、「すまいる」ではなく通常の定期預金に自動継続します。
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	1万円以上
(3) お預け入れ単位	1円単位
5. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利息	
(1) 適用金利	<p>お預け入れ金額に応じて、毎年2月第1週の店頭表示金利(スーパー定期、自由金利型定期預金(大口定期))から年0.05%を引き下げた金利とし、同年4月1日から翌年3月31日までの期間に預入いただく<すまいる>に適用します。</p> <p>ただし、店頭表示金利が年0.06%以下の場合、預金利率は年0.01%とします。</p> <p>自動継続時の利率も同様とします。</p> <p>なお、金利情勢が大幅に変動した場合は、期間途中でも以後の預入(自動継続を含みます)の適用利率を変更する場合があります。</p>
(2) 利払い方法	満期日以後に一括してお支払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のお客さま…20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%) <ul style="list-style-type: none"> ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの期間は、復興特別所得税が附加されています。 ※ マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。 ・ 団体のお客さま…総合課税(非課税法人の場合は非課税)

8. 手数料	—————						
9. 付加できる特約条項	個人のお客さまは以下のお取り扱いができます。						
当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> 定期預金を総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越(残高がマイナスになることを当座貸越といいます。)を利用することができます。 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額(エース預金もご利用の場合は合算します)の90%(千円未満切り捨て)または300万円のうちいずれか少ない金額とします。 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。 						
10. 満期日前解約(中途解約)の取り扱い	<p>・ 満期日前に解約(中途解約)する場合は、次の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <p>【預入期間1年】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率						
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
11. 一部払い戻しの取り扱い	一部払い戻しはお取り扱いできません。						
12. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内(1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息)で保護されます。						
13. 金利情報の入手方法	店頭の情報メーション・ディスプレイまたは当金庫ホームページをご覧ください。						
14. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【近畿労働金庫 お客さまセンター】</p> <p>受付時間: 平日 9:00~18:00 電話番号: 0120-191-968</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレット「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://www.rokin.or.jp/</p>						
15. 紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">【公益社団法人 民間総合調停センター】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受付時間：平日 9:00~17:00 電話番号：06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">【弁護士会】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日 9:30~12:00、13:00~15:00 電話番号：03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00~12:00、13:00~16:00 電話番号：03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30~12:00、13:00~17:00 電話番号：03-3581-2249 </td> </tr> </table>	【公益社団法人 民間総合調停センター】	受付時間：平日 9:00~17:00 電話番号：06-6364-7644	【弁護士会】	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日 9:30~12:00、13:00~15:00 電話番号：03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00~12:00、13:00~16:00 電話番号：03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30~12:00、13:00~17:00 電話番号：03-3581-2249 		
【公益社団法人 民間総合調停センター】							
受付時間：平日 9:00~17:00 電話番号：06-6364-7644							
【弁護士会】							
<ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日 9:30~12:00、13:00~15:00 電話番号：03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00~12:00、13:00~16:00 電話番号：03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30~12:00、13:00~17:00 電話番号：03-3581-2249 							

	<ul style="list-style-type: none"> 紛争解決のご相談先として上記の第三者機関をご案内します。 上記以外の「第三者機関」については、「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」をご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。 <p>※ 全国「ろうきん」の中央機関である「一般社団法人全国労働金庫協会」の「ろうきん相談所(受付時間:平日 9:00~17:00 電話番号:0120-177-288)」へお問い合わせいただいた場合は、上記「弁護士会」をご案内しています。</p> <p>※ お客さまから、上記「弁護士会」に直接お申し出いただくことも可能です。なお、上記「弁護士会」は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>※ ご利用にあたっての詳細については、各機関へお問い合わせください。</p>										
<p>16. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日の前日までに自動継続停止の申し出があった場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日または書替継続日の前日までの日数、および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 元金継続をお選びいただく場合は、利息の受入れ先として普通預金口座が必要です。 										
<p>(1) 寄付金の取扱</p>	<p>毎年3月末現在で、寄付コース毎のお預入残高の「0.1%」相当を総額とし、各寄付コースの寄付先団体へ<ろうきん>から寄付を行います。</p> <p>※ 寄付は<ろうきん>から行うため、寄付金の領収書は発行されません。</p>										
<p>(2) 寄付先</p>	<p>お預け入れ時に4つの寄付コースの中から選択していただきます。</p> <p>【寄付コースと寄付先団体】</p> <table border="1" data-bbox="523 1352 1497 2049"> <thead> <tr> <th>寄付コース</th> <th>寄付先団体</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">エコ推進</td> <td>NPO法人 菜の花プロジェクトネットワーク</td> <td>〔循環型社会の推進〕 休耕田を利用した菜の花栽培・菜たね油搾油・廃食用油回収・バイオディーゼル燃料化という循環サイクルにより、食とエネルギーの地域自立の実現をめざしています。また、東日本大震災後は、農業復興の取り組みも現地のNPOなどと連携し行っています。</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会</td> <td>〔大阪府の貴重な自然と生物の保護活動〕 「みどりの未来をわたしたちの手で」をキャッチフレーズに、大阪府内の貴重な自然環境や生物多様性の保全や市街地の緑化の推進により、みどり豊かで快適な環境づくりへの寄与とともに、自然体験・環境学習の場を広く府民に提供する活動を行っています。</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人 国際湖沼環境委員会 (I LEC)</td> <td>〔世界の湖沼環境の健全な管理と持続的開発〕 世界の湖沼の現状調査、湖沼環境管理のための研究セミナーの開催、海外技術援助事業の実施及び世界湖沼会議に対する支援、協力など国内外の湖沼環境の健全な管理及び、これと調和した開発の在り方に関する国際的な知識の交流と調査研究の推進を図っています。</td> </tr> </tbody> </table>	寄付コース	寄付先団体	活動内容	エコ推進	NPO法人 菜の花プロジェクトネットワーク	〔循環型社会の推進〕 休耕田を利用した菜の花栽培・菜たね油搾油・廃食用油回収・バイオディーゼル燃料化という循環サイクルにより、食とエネルギーの地域自立の実現をめざしています。また、東日本大震災後は、農業復興の取り組みも現地のNPOなどと連携し行っています。	公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会	〔大阪府の貴重な自然と生物の保護活動〕 「みどりの未来をわたしたちの手で」をキャッチフレーズに、大阪府内の貴重な自然環境や生物多様性の保全や市街地の緑化の推進により、みどり豊かで快適な環境づくりへの寄与とともに、自然体験・環境学習の場を広く府民に提供する活動を行っています。	公益財団法人 国際湖沼環境委員会 (I LEC)	〔世界の湖沼環境の健全な管理と持続的開発〕 世界の湖沼の現状調査、湖沼環境管理のための研究セミナーの開催、海外技術援助事業の実施及び世界湖沼会議に対する支援、協力など国内外の湖沼環境の健全な管理及び、これと調和した開発の在り方に関する国際的な知識の交流と調査研究の推進を図っています。
寄付コース	寄付先団体	活動内容									
エコ推進	NPO法人 菜の花プロジェクトネットワーク	〔循環型社会の推進〕 休耕田を利用した菜の花栽培・菜たね油搾油・廃食用油回収・バイオディーゼル燃料化という循環サイクルにより、食とエネルギーの地域自立の実現をめざしています。また、東日本大震災後は、農業復興の取り組みも現地のNPOなどと連携し行っています。									
	公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会	〔大阪府の貴重な自然と生物の保護活動〕 「みどりの未来をわたしたちの手で」をキャッチフレーズに、大阪府内の貴重な自然環境や生物多様性の保全や市街地の緑化の推進により、みどり豊かで快適な環境づくりへの寄与とともに、自然体験・環境学習の場を広く府民に提供する活動を行っています。									
	公益財団法人 国際湖沼環境委員会 (I LEC)	〔世界の湖沼環境の健全な管理と持続的開発〕 世界の湖沼の現状調査、湖沼環境管理のための研究セミナーの開催、海外技術援助事業の実施及び世界湖沼会議に対する支援、協力など国内外の湖沼環境の健全な管理及び、これと調和した開発の在り方に関する国際的な知識の交流と調査研究の推進を図っています。									

(商品説明書)

(2) 寄付先	災害復興 支援	あしなが育英会	〔災害・病気等の遺児支援〕 阪神淡路・東日本大震災をはじめ、災害や病気、自死（自殺）などで親を亡くした子どもたちに対する奨学金の貸し出し、心のケア活動、アフリカ遺児高等教育支援など、物心両面で支える活動を行っています。	
		わかやまNPOセンター &奈良NPOセンター	〔熊野古道の復興支援と防災・減災活動〕 わかやまNPOセンターと奈良NPOセンターの合同プロジェクトとして、2011年夏に紀伊半島を襲った台風12号災害からの復旧・復興に向けた取り組みとして熊野古道の「道普請」や、今後の防災・減災への支援活動を行っています。	
		認定 NPO 法人 日本災害救援ボランティア ネットワーク(NVNAD)	〔災害時での被災者救援・被災地復興支援と平時での災害に備えた活動〕 災害時には産官学民の枠を超えた連携を呼びかけ、被災者救援、被災地の復興支援を行っています。また、平常時には、災害ボランティアの講演活動や防災イベントの企画・運営、あるいは、次世代の子どもたちを対象にした防災教育などを実施しています。	
	子どもたち の 未来応援	認定 NPO 法人 日本クリニックラウン協会	〔入院中の子どもたちの応援〕 入院生活を送る子どもの病室を定期的に訪問し、遊びや関わり(コミュニケーション)を通して、子どもたちの成長をサポートし、笑顔を育む臨床道化師(クリニックラウン)の活動を行っています。	
		NPO 法人 チャイルド・ケモ・ハウス	〔小児がん専門治療施設の応援〕 チャイルド・ケモ・ハウスは、小児がんなどの難病の子どもたちとその家族のQOL (Quality Of Life -生活の質) に配慮した日本で初めての家族滞在型療養施設です。私たちは、そのような子どもたちと家族のサポートを行っています。	
		社会福祉法人 京都ライトハウス	〔視覚障がい者の「心のよりどころ」「海なき灯台」〕 点字図書館や点字出版から始まった事業は、「海なき灯台」「視覚障がい者のオアシス」をめざして視覚に障がいのある人の福祉向上の一翼を担ってきました。視覚に障がいのある子どもさんとその保護者を支援する「あいあい教室」などにも取り組んでいます。	
	国際協力	認定NPO法人 テラ・ルネッサンス	〔紛争国の地雷撤去と紛争被害者支援〕 主にカンボジア、ウガンダ、コンゴ民主共和国における、地雷除去支援、元子ども兵の社会復帰支援、紛争被害者への支援事業など、すべての生命が安心して生活できる社会の実現をめざして活動しています。	
		公益社団法人 アジア協会アジア友の会	〔井戸を贈り「命の水」を贈る事業〕 水を得るために一日1～3km の距離を徒歩で何往復も行き、川やため池の不衛生な水を飲み水としている地域があります。「安全な水」(井戸やパイプライン)を供給し、女性や子どもを水汲みの重労働から解放し、人々の生活の向上をめざしています。	
	※ 寄付先団体は変更する場合がありますので、当金庫ホームページでご確認ください。			